平成２５年第４回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（平成２５年１２月１３日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第60号　平成２５年度三沢市一般会計補正予算（第３号）

第３　議案第61号　平成２５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第４　議案第62号　平成２５年度三沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

第５　議案第63号　平成２５年度三沢市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第６　議案第64号　平成２５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第７　議案第65号　平成２５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第８　議案第66号　平成２５年度三沢市水道事業会計補正予算（第２号）

第９　議案第67号　平成２５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第３号）

第10　議案第68号　三沢市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第69号　三沢市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第70号　三沢市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第71号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第72号　三沢市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

第15　議案第73号　三沢市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第74号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第17　議案第75号　三沢市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第76号　三沢市農業集落排水処理施設条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第19　議案第77号　三沢市食肉処理センター条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第78号　地方卸売市場三沢市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について

第21　議案第79号　三沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第22　議案第80号　三沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第23　議案第81号　三沢市立三沢病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第24　議案第82号　三沢市駅前広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
第25　議案第83号　三沢市アメリカ広場条例及び三沢市ふれあいオレンジ広場条例の一部を改正する条例の制定について
第26　議案第84号　三沢市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第27　議案第85号　三沢市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
第28　議案第86号　三沢市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第29　議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市歴史民俗資料館及び斗南藩記念観光村）
第30　議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市総合体育館）
第31　議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市武道館）
第32　議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について（滝の沢市民プール及び三沢市屋内温水プール）
第33　議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市民運動広場及び三沢市南山多目的ふれあい広場）
第34　議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市幸町駐車場及び三沢市交通防犯センター）
第35　議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市大町ビードル駐車場及び三沢市コミュニティマーケット）
第36　議案第94号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市民の森）
第37　議案第95号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市立児童館）
第38　議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市営牧場）
第39　議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市食肉処理センター）
第40　議案第98号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市商工会館）
第41　議案第99号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市社会福祉センター）
第42　議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市コミュニティ集会施設）
第43　議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（古間木地区高齢者能力活用センター）
第44　議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市農民研修所）
第45　議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市野菜集出荷所）
第46　議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢職業能力開発校）
第47　議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁業者等地域住民交流施設）
第48　議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（都市公園集会施設）

第49　議案第107号 市道の路線の認定について
第50　議案第108号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

―――――――――――――――――――――

第51　議案質疑

―――――――――――――――――――――

第52　特別委員会の設置及び議案の付託

―――――――――――――――――――――

第53　特別委員会委員の選任

―――――――――――――――――――――

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

―――――――――――――――――――――

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第60号　平成２５年度三沢市一般会計補正予算（第３号）
第３　議案第61号　平成２５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第４　議案第62号　平成２５年度三沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
第５　議案第63号　平成２５年度三沢市下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第６　議案第64号　平成２５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）
第７　議案第65号　平成２５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第８　議案第66号　平成２５年度三沢市水道事業会計補正予算（第２号）
第９　議案第67号　平成２５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第３号）
第10　議案第68号　三沢市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
第11　議案第69号　三沢市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
第12　議案第70号　三沢市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第13　議案第71号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14　議案第72号　三沢市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
第15　議案第73号　三沢市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
第16　議案第74号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第17　議案第75号　三沢市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について
第18　議案第76号　三沢市農業集落排水処理施設条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第19　議案第77号　三沢市食肉処理センター条例の一部を改正する条例の制定について
第20　議案第78号　地方卸売市場三沢市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について
第21　議案第79号　三沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第22　議案第80号　三沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
第23　議案第81号　三沢市立三沢病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第24　議案第82号　三沢市駅前広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
第25　議案第83号　三沢市アメリカ広場条例及び三沢市ふれあいオレンジ広場条例の一部を改正する条例の制定について
第26　議案第84号　三沢市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第27　議案第85号　三沢市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
第28　議案第86号　三沢市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第29　議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市歴史民俗資料館及び斗南藩記念観光村）
第30　議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市総合体育館）
第31　議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市武道館）
第32　議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について（滝の沢市民プール及び三沢市屋内温水プール）
第33　議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市民運動広場及び三沢市南山多目的ふれあい広場）
第34　議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市幸町駐車場及び三沢市交通防犯センター）
第35　議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市大町ビードル駐車場及び三沢市コミュニティマーケット）
第36　議案第94号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市民の森）
第37　議案第95号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市立児童館）
第38　議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市営牧場）
第39　議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市食肉処理センター）
第40　議案第98号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市商工会館）
第41　議案第99号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市社会福祉センター）
第42　議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市コミュニティ集会施設）
第43　議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（古間木地区高齢者能力活用センター）
第44　議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市農民研修所）
第45　議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市野菜集出荷所）
第46　議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢職業能力開発校）
第47　議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁業者等地域住民交流施設）
第48　議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（都市公園集会施設）
第49　議案第107号 市道の路線の認定について
第50　議案第108号 青森県市町村総合事務

組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

第51　議案質疑

第52　特別委員会の設置及び議案の付託

第53　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１８名）

議長	１番	舩見亮悦君
副議長	１２番	堀光雄君
	２番	髙橋武志君
	３番	加澤明君
	４番	奥本菜保巳君
	５番	瀬崎雅弘君
	６番	澤口正義君
	７番	鈴木重正君
	８番	太田博之君
	９番	野坂篤司君
	１０番	春日洋子君
	１１番	西村盛男君
	１３番	小比類巻正規君
	１４番	小比類巻雅彦君
	１５番	馬場騎一君
	１６番	山本弥一君
	１７番	堤喜一郎君
	１８番	森三郎君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（２６名）

市長	種市一正君
副市長	米田光一郎君
政策財政部長	中西敬悦君
総務部長	佐々木卓也君
民生部長	宮古直志君
健康福祉部長	小泉富男君
経済部長	大澤裕彦君
建設部長	沼山明君
上下水道部長	今村哲也君
政策財政部参事兼財政課長	山本紀雄君
政策財政部参事兼国際交流課長	中里聖子君
建設部参事兼都市整備課長	高橋常幸君
政策調整課長	山本剛志君
行政経営課長	小松栄二君
ＣＡＴＶ情報課長	工藤英貴美君
総務課長	佐々木亮君
秘書課長	田島一雄君
管財課長	高田弘明君
生活安全課長	種市忠雄君
健康推進課長	小泉博君
三沢病院事務局長	小比類巻雄一君
消防長	田村斎君
教育委員長	熊野稔君
教育長	吉田健君
教育部長	山本文彦君
代表監査委員	和泉英世君

◎職務のため出席した職員

事務局長	中村健一君
次長	伊澤徹君
庶務係長	大塚英知君
主査	山本聡君
主事	一戸剛君

別　紙

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１０番	委員長	春日洋子
５番	副委員長	瀬崎雅弘
２番	委員	髙橋武志
７番	委員	鈴木重正
８番	委員	太田博之
１３番	委員	小比類巻正規
１５番	委員	馬場騎一
１６番	委員	山本弥一

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１１番	委員長	西　村　盛　男
６番	副委員長	澤　口　正　義
３番	委　員	加　澤　　明
４番	委　員	奥　本　菜保巳
９番	委　員	野　坂　篤　司
１４番	委　員	小比類巻　雅　彦
１７番	委　員	堤　　喜一郎
１８番	委　員	森　　三　郎

午前１０時００分　開議

○議長（舩見亮悦君）　出席議員は定足数に達しておりますので、３日目の本会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第３号をもって進めます。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（舩見亮悦君）　日程第１　昨日に引き続き、市政に対する一般質問を行います。

８番太田博之議員の登壇を願います。

○８番（太田博之君）　おはようございます。

ことし、平成２６年、一般質問の最後を行います８番、みさわ未来の太田博之でございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

はじめに、行政問題、公共施設におけるＷｉ－Ｆｉスポット設置について伺います。

さて、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末等をお使い方には、既にＷｉ－Ｆｉスポットの意味についてはわかっておられると思いますが、そういうのってよくわからないという市民の方々も多いと思いますので、ここで、Ｗｉ－Ｆｉスポットについて簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

Ｗｉ－Ｆｉとは、ワイヤレス・フィディルティーの略称で、無線ＬＡＮ器機間の相互接続性――この相互接続性というのは、いわゆるどこのメーカーの機種でもつながるという意味であります。その相互接続性を示す名称であり、そのブランド名をＷｉ－Ｆｉと呼びます。

もっと端的に言えば、どこのメーカーの携帯でもインターネットにつながる電波のことをＷｉ－Ｆｉということで御理解をいただきたいと思います。

よって、主に外出先や旅行先において、手持ちのスマートフォン、ノートパソコンやタブレット端末といった携帯端末機を対象に、公衆無線ＬＡＮを利用したインターネットへの接続を提供するサービス自体をＷｉ－Ｆｉと呼び、そのサービスを受けられるエリアをＷｉ－Ｆｉスポットと呼びます。無料でつながるという意味で、フリースポットとも呼ばれております。

現在では、Ｗｉ－Ｆｉスポットの設置は、タブレットやスマートフォンなどの携帯端末機の市場拡大を背景に、市民の利便性向上のため、また、情報インフラ整備事業として、例えばマクドナルドさんですとかスターバックスなど、多くの人が利用する施設、さらには駅や空港、新幹線の車内、ホテル、学校、図書館、病院など、さまざまな場所で加速的に提供されております。

ちなみに、Ｗｉ－Ｆｉスポットのメリットとしては、通信速度が通常の約３倍くらい速くなりますので、写真を送ったり、動画を見たりと、遅滞なくスムーズに再生されます。

また、複数台の器機を同時にインターネットへ接続できることも大きなメリットとなっております。

しかし、一方、デメリットとしては、Ｗｉ－Ｆｉに限らず、無線通信全般に言えることですが、電波を飛ばすという性質上、誰かにメールやパスワードを盗み見されるという危険性もなくはありません。

それでは、県内１０市のうち、ＳＮＳ、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用した施策を実施している自治体、つがる市と平川市を除く８市の公共施設におけるＷｉ－Ｆｉスポットの設置状況について、見てみたいと思います。

はじめに、青森市では、青森市、社団法人青森観光コンベンション協会、青森商工会議所及び東日本電信電話株式会社青森支店の４者で、外国人観光客向けインターネット接続サービス「“Yogu-kita-nesi　AomoriCity” FreeWi-Fiプロジェクト」を本年２月より実施しており、これまで市内３０スポットだったものを、観光・商業エリアを中心に、７０スポットへ拡大しております。

また、同時に、災害時の安否確認、情報収

集等を行えるよう、公共施設においても、ライフラインの一環として取り組み中であります。

次に、弘前市ですが、弘前市では、市役所、弘前公園――これは屋外です――観光りんご園など、主に観光施設を対象に、９スポットを整備しております。

そして、お隣、八戸市では、本年８月より、八戸市指定避難所への公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ環境）導入整備事業として、市内２６カ所の公民館のうち、２５カ所にＮＴＴ光ステーションを設置しております。

この光ステーションとは、通常のＷｉ－Ｆｉスポットではなく、公衆無線ＬＡＮの提供に加え、さまざまな情報サービス提供を平常時から受けられるもので、多様なニーズに応えられる、とてもすばらしいサービスであります。この事業は、県内初の試みであり、まさに東日本大震災のその教訓から実施された施策でもあります。

次に、むつ市では、市役所、まさかりプラザ・来さまい館の２カ所へ設置されています。黒石市においては、黒石商工会議所１カ所に設置されておりますが、十和田市、五所川原市においては、いまだ設置されていないのが現状であります。

それでは、三沢市の現状はどうなっているのでしょうか。私自身の知るところでは、三沢市の管理する公共施設では１カ所も設置されていないと思っておりましたが、調べてみますと、ことしの１０月より、国際交流教育センターで試験的に始めたとのことであります。

そうした中、県の施設ではありますが、県立三沢航空科学館では、昨年の８月より、指定管理者であるＮＰＯ法人団体が独自にＷｉ－Ｆｉスポットを設置しており、来館者より好評を得ているとのことでありました。

また、今後は、エリアを拡大する計画の中で、科学館のアテンダントさんへのタブレット端末の配付、活用等も検討しているとのことであります。

私は、今後、ＳＮＳの需要を考えたとき、市民の利便性や情報提供による消費拡大はもちろん、災害時における対応、さらには原燃関係者や基地関係者など、外来者の多い当市にとって、公共施設へＷｉ－Ｆｉスポットの整備計画に着手することは、緊要な政策と考えるものであります。

そこで、お伺いいたします。公共施設におけるＷｉ－Ｆｉスポットの設置について、当局の御見解を伺うものであります。

次に、２点目、消費者問題、消費者生活センターについて伺います。

さて、去る１０月２２日に、阪神阪急ホテルズの運営するホテルに入る２３の店舗で、合わせて４７のメニューに、食品の産地など、うその表記があったことが報道されました。

これらのホテルの料理は、例えばビーフステーキと表示されていたものの、実は牛の脂を注入した牛肉であったり、鮮魚と表示されていたものの、実際は冷凍保存した魚が使用されていたということであり、ホテル側は、担当者の知識不足や理解不足から、このような問題が発生したと公表いたしました。

１０月２４日には、社長が記者会見を行い、この問題の謝罪を行いましたが、これは偽装ではなく、誤表記と強調し、不正に利益を上げる意思はなかったと述べたものの、同月２８日に行った記者会見では、再調査の結果、従業員は虚偽表示と認識した上で、このようなことを行ったというケースがあったと謝罪をいたしました。

こうした一連の報道を見るにつけ、私のみならず、市民の皆様も強い憤りを覚えたのではないでしょうか。

しかし、この問題は、その後も、日本百貨店協会に加盟する百貨店の約６６％に当たる５６社、日本ホテル協会では３４％の８４ホテルで虚偽表示があったなど、この問題の発覚は断続的に続いており、大きな社会問題化してきております。

そうした中、商品やサービスなど、消費生

活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たるなど、市民の身近な相談窓口である青森県消費生活センターでは、現在、青森市、弘前市、八戸市、むつ市の４地区で行っている消費生活相談等の事務について、公表はしておりませんが、来年、２６年３月末で、青森市を除く相談室を廃止すると聞き及んでおります。

県消費生活センターへ問い合わせ、ここ３年間で八戸相談室へ訪れた三沢市民の相談件数を調べたところ、平成２２年度は８８件、平成２３年度は９３件、昨年の平成２４年度は１０１件と増加をしております。

また、それ以外にも、三沢市の生活安全課で相談を受け付けているところであり、商品を購入したり、サービスを利用したりするときに起こる販売方法、契約内容、多重債務、商品のトラブルなど、市民の消費における環境は、通信販売等が飛躍的に進化する中で、複雑化してきております。

また、ここ数年では、自然災害に便乗した悪質商法が多数発生しているとのことでもあります。

このような現状での八戸相談室の廃止は、三沢市民の消費の安全を考えると、とても大きな問題だと思うのであります。

そこで、お伺いをいたします。当市において、この状況を一体どのように捉え、考えておられるのか、また、今後の市民の消費安全対策について伺うものであります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの８番太田博之議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの太田議員御質問の消費者問題については私から、行政問題については財政政策部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

御質問の消費者問題でありますが、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために、消費者安全法に基づき、都道府県においては消費者センターを設置し、専門知識と経験を有する者が配置されております。

現在、青森県内に県の消費生活センターが４カ所開設されておりますが、議員おっしゃるように、青森市を除く、弘前市、八戸市、むつ市の３カ所に設置されておりまして、このセンターは平成２６年３月で閉鎖される予定であり、その後は青森市に業務を集約していく方向で準備が進められております。

また、市では、消費者安全法に基づき、消費者相談窓口を開設し、市民のニーズに応えておりますが、平成２４年度、三沢市民から寄せられた相談件数は、三沢市の相談窓口に１５件、市外の相談窓口に２３０件、計２４５件の相談が寄せられております。

今後、県の消費生活センターが廃止となり、市への相談件数がさらにふえることが予想されることから、現在、市に設置しております相談窓口を、より専門的な相談にも対応できるようにするため、平成２６年４月より専門の相談員を配置し、市民が安全で安心した生活を送られるような体制づくりを進めてまいりたいと思います。

今後とも、全国的に被害が多いとされる高齢者の方々にも、気軽に相談できる体制を整え、悪徳商法等による消費者のトラブルの相談業務及び情報提供等の啓蒙活動を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　政策財政部長。

○政策財政部長（中西敬悦君）　御質問の第１点目、行政問題の公共施設におけるＷｉ－Ｆｉスポット設置についてお答えいたします。

昨今、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを利用して、外出先で無線によるインターネットを利用する人が多いことから、携帯電話会社等が駅やホテル、飲食店やコンビニエンスストアーなどに電波の受・発信器を設置し、高速でインターネットを利用でき

る、公衆無線ＬＡＮと呼ばれるサービスを展開しております。

この公衆無線ＬＡＮが設置されている、いわゆるＷｉ－Ｆｉスポットは、小型パソコンを持ち歩くビジネスマンや、旅先でスマートフォンからフェイスブックなどに投稿する観光客等によりましても便利な場所であることから、公衆無線ＬＡＮ導入のメリットとして、施設などへの集客効果があるとされております。

一方、デメリットといたしましては、無線方式のため、メールや個人情報を読み取られてしまう場合があることや、児童生徒がＷｉ－Ｆｉスポットに入り浸り、インターネットやゲームにのめり込むという問題が指摘されているところであります。

当市におきましては、フェイスブックの活用を検討していることもあり、先ほど御質問の中にもございましたが、去る１０月より試験的に国際交流教育センターに公衆無線ＬＡＮを導入しているところでございますが、今後も公共施設利用者へのサービス向上を目的に、セキュリティーを確保しつつ、青少年の健全育成にも配慮した形での公衆無線ＬＡＮの導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　太田議員。

○８番（太田博之君）　それでは、質問順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、Ｗｉ－Ｆｉスポット設置についてでございます。

今後、いろいろ検討していきたいということでございますが、先ほど私、檀上での一般質問の中でもお話をさせていただきましたけれども、いわゆる公衆無線ＬＡＮの公共施設への配置というのは、どっちかというと今まではサービス的な施策というふうに見られていたのですね。ただ、これからは、まさに社会インフラの一部ということの認識というものはぜひ持っていただきたいなと思います。

個人の、いわゆるそういった生活の利便性だけではなくて、先ほど八戸市の事例も御紹介させていただきましたが、これからは情報共有であったり、情報をどのように、いわゆる行政なり、市民なりと一緒に考えていけるかという一つのツールでありますし、また、インフラなのですね。

ということは、これから検討するに当たって、切り口がいっぱいあると思うのです。例えば商店街の購買、各個店の、いわゆるそういった経済的な部分での切り口のＷｉ－Ｆｉスポットのあり方、観光という切り口のあり方、まさに外来者に向けてのサービスという視点も当然あると思いますし、観光施設でのさまざまな来館者によるフェイスブックやツイッターでのＰＲ効果。

十和田市の市立現代美術館なんかへ行くと、若い人たちが一生懸命、外で撮ったやつをメール配信とかしてやっているのですね。あれだけの効果というのを直接に見せられると、すごいなとも思います。

いわゆる切り口をきちんと整理をして、優先順位を考えてやらないと、何かあちこちにばらばらな政策になっていくのではないかなというふうに思うのです。

ですから、今後、このＷｉ－Ｆｉスポットを研究するに当たって、きちんと優先順位、その切り口みたいなものをきちんと整理していく必要性があると思います。その部分について、再度御質問をさせていただきます。

次に、消費者問題の消費生活センター、ただいま市長より、これまで八戸相談室が行ってきた機能を三沢市にも設置するということで、その御英断に心から敬意を表したいと思いますし、また、これを聞かれた市民の方は、大変心強く思っていると思います。

ここ数年、ずっと高齢者の方々の相談件数が本当に多いというふうに聞いております。今後、三沢市に専門員が配置され、そういった方々のトラブルを少しでも解決できるという部分で、大変期待をしております。

ここで、２点ほど御質問させていただきますが、先ほど専門員の配置ということがござ

いましたが、何人程度予定をされているのか、お伺いをいたします。

そしてもう１点、東奥日報さんの１２月１２日、きのうの新聞をここに持ってきましたが、たまたまなのでしょうけれども、青森市と周辺４町村、消費生活相談連携、来年の春からという記事がここに載ってございます。

読んでみますと、「青森市の市民消費生活センターは来年４月１日から、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の住民消費生活相談を受け付ける。同市と４町村が１１日までに広域連携協定を締結した」とあります。

また、この連携は、一応今は廃止方向へ向かっています八戸市も、周辺７町村と既に連携を結んでいるのですね。

まさに、三沢市の場合は、十和田市と中心市を二つ持つ、いわゆる定住圏自立構想を今進めているところであります。まさに、三沢に消費者センターと同様の機能を持ち合わせるとすると、この施策については、いわゆる広域連携という事業の位置づけの中で、どういった位置づけがされているのかということをあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（舩見亮悦君）　市長。

○市長（種市一正君）　再質問にお答えをいたします。

専門員を何人準備するのかと、こういうことであります。当面、２名を予定してございます。

県のそういうセンターがやめますと、三沢の消費者センター、来年４月からやりますけれども、近隣の市町村からも相談が集中するのではないかなと、そんな思いをしております。

そのことから、三沢市は、十和田市と同様に定住圏の地域にあるわけでありますが、今後、この定住自立圏域の中で協議して、できれば２７年度からそういう方向を目指したい、このように思っております。

以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　政策財政部長。

○政策財政部長（中西敬悦君）　Ｗｉ－Ｆｉスポットの設置に関して、いろいろな切り口があるので、そこら辺を十分考慮の上、優先順位を決めて設置を進めてほしいという再質問についてお答えいたします。

まず、Ｗｉ－Ｆｉスポットの設置についてですが、大きく言いますと、３パターンあるかと思います。電話機のサービス、メーカーのほうがやってくださるものと、そういったサービスをなりわいとしている会社さんにお願いする方法、あと、自治体が独自にやる方法。

現段階では、あくまでスタートラインでございます。自治体でやるという方法と、それから２番目に申し上げました、そういう会社のほうにお願いするというところは、ちょっとお金がかかるもので、一番取っつきやすいのは、例えばいろいろな通信会社がありますが、そちらのほうのサービスを受ける。とりあえずは、そういった形で進めたいと思っておりますが、ちょっと気になる部分、多方面にわたるということで、これはすべからくいろいろな担当課と調整をとって、御指摘のとおり、優先順位は検討すべきものと考えてございます。

もう一つ、民間のお店屋さんなんかに既に配置している場合、余り距離が近くなってしまうと干渉を起こして、アクセススピードが落ちてしまうという例もございますので、そこいらの方面に関しましても、民間のそういった整備状況を調査ながら、干渉を起こさず、なおかつ有効な情報を提供できるようなことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、８番太田議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

７番鈴木重正議員の登壇を願います。

○７番（鈴木重正君）　おはようございます。

拓心会の鈴木重正です。通告に従いまし

て、一般質問をいたします。

はじめに、公共施設の整備等についてであります。

公共施設は、よりよい住民生活のために大切な施設であり、当市においても、住民のニーズに応じた行政サービスの提供や、特色あるまちづくりを行うために、多くの公共施設が整備され、市民生活の利便性、福祉の向上に寄与してきておりますが、市庁舎本館は昭和４７年建設、総合体育館は昭和５１年、公会堂は昭和５５年、図書館、武道館は昭和５７年に、そのほかにも勤労青少年ホームや働く婦人の家、保健相談センター、市民の森など、昭和５０年代を中心に整備された公共施設は、老朽化が進んでいるものも多く、建てかえや大規模な改修などを含めて、将来における公共施設の維持管理に要する経費は、市財政にとって大きな負担となっていくことが懸念されるところであります。

一方で、当市の財政状況は、社会保障関連経費が年々増加しているのはもちろんのこと、これらを含む、いわゆる義務的経費だけを見ても、それを自主財源で賄えない状況であり、さらに、自主財源の大宗をなす市税や地方交付税をはじめとする依存財源についても、大幅な増加を見込むことができず、先々の見通しが不透明となっており、依然として厳しい財政環境に置かれているところであり、さらに、今後ますます少子高齢化、人口減少が進んでいく状況にあるということを考えれば、将来的に、今以上に厳しい財政環境に向かっていくということは明白であります。

少子高齢化、人口減少の進展、厳しい財政環境、多様化する市民ニーズなど、本市を取り巻く環境が変化していく中で、公共施設の安全性を確保し、市民の求める機能を兼ね備えた施設としていくためには、公共施設の現状と課題をしっかりと把握して、市民の目線で、運営の視点、コストの視点、中長期的な視点など、多角的・総合的に公共施設のあり方について検討・検証し、その維持管理、整備、修繕等を進めていくことが重要だと考えるところであります。

そして、２０年後、３０年後の三沢市、この地域の姿を描きつつ、いわゆる役所的な縦割りでの考え方ではなく、このまちをどうしていくのか、どうあるべきかというまちづくり全体としての中で、公共施設の整備、運営等を考えていくことが肝要ではないでしょうか。

以上のような観点から、公共施設の整備等についてお伺いいたします。

公共施設の整備等に関しましては、以前、平成２３年第１回定例会において、総合的な方針、計画等について質問をさせていただきました。

また、太田議員や奥本議員も、公共施設白書や公共施設マネジメントなどについて質問されておりますが、まことに残念ながら、三沢市においては、いまだ公共施設の整備等に関する総合的な方針、計画などは特に策定されておらず、また、策定作業中であるという話も伺っておりません。

現在、三沢市では、公共施設の修繕等については、所管課から、中長期的な施設の建てかえや修繕について、施設ごとの改修等の計画を提出してもらい、その事業計画に基づき、整備の必要性などを十分検証した上で実施することとし、限られた財源で効果的な施設の維持管理を行うことで、安全性や利便性の確保に努めており、そして、これを財政運営計画の中に取り込んで、継続的で健全な財政運営を進めているとのことでありますが、この財政運営計画にしても、一般的に公表はされておらず、現状では、全体の中での優先順位や、その必要性、改修等による効果や今後かかるコストなど、不透明な状況にあります。

このような中で、総合振興計画後期基本計画において、行財政改革の推進における施策の展開として、財政運営の効率化を掲げ、その取り組みの一つに、公共施設については将来的な維持管理費が莫大なものになるため、

計画的な保守、改修等の実施による施設の長寿命化や、同じ機能や目的を持った施設の統廃合や再編を推進しますとありますが、市として、公共施設の整備等に関する総合的な方針、計画などが特にない中、全体における優先順位や施設の必要性、かかる中長期的なコストなどについて、どのように透明性を確保し、公共施設の長寿命化や統廃合、再編を推進していく考えか、お伺いいたします。

また、ある施設の長寿命化や統廃合、再編が、財政運営の効率化にどの程度効果をもたらしたのかを、どのように検証していく考えか、お伺いするものであります。

次に、公共施設の整備等についての２点目、(仮称)三沢市国際交流スポーツセンター整備事業に関してであります。

私は、決してこの事業に反対するものではなく、先ほども申し上げたとおり、少子高齢化、人口減少の進展など、本市を取り巻く環境が変化していく中で、それらに照らして、市民の目線で、さまざまな視点から多角的・総合的にその内容を検討し、そして、まちづくり全体としての中で事業を考え、計画を示し、将来に禍根を残さないよう、よりよい施設をつくっていくということが大切であると思っております。

そこで、(仮称)三沢市国際交流スポーツセンター整備事業に関して、まず、建設が予定されている南山地区には、既にテニスコート、アイスアリーナ、屋外運動場のスポーツ施設のほか、国際交流教育センターが整備されておりますが、国際交流教育センターをも含めた同地区の全体計画は策定されておられるのか。

策定されておられるならば、いつ、どのような手順で策定されたのか、また、その計画内容についてお伺いいたします。

策定されていないならば、その理由についてお伺いするものであります。

次に、当該整備事業については、平畑地区において計画されていた、三沢飛行場周辺まちづくり構想の計画変更により始められた事業であると認識しておりますが、その計画変更に係る調査、検討をしてきた三沢飛行場周辺まちづくり構想計画変更検討委員会から、平成２３年２月に提言がなされております。

そこで、その提言のうち、新設する屋内スポーツ・レクリエーション施設は、単なるスポーツ施設的なものでなく、当市の特性である国際性を最大限活かし、かつ、子供たちに夢が与えられるよう多機能を備え、各種競技において、国内大会をはじめ、国際大会の開催も可能な規格を満たす施設を目指すものとする。スポーツ・レクリエーション施設としての機能のほか、バリアフリーや環境問題に配慮しつつ、かつ、施設運用のための十分な環境整備を図るものとするとの意見について、当該整備事業の計画にどのように反映されているのか、お伺いいたします。

３点目として、これまでに、現在の総合体育館の今後の取り扱いについて、明らかにされないまま計画は進められておりますが、いまだ決まっていないのでありましょうか、現在の体育館の取り扱いについてお伺いいたします。

４点目として、年間の維持管理費が約９，０００万円かかる見込みとのことでありますが、その財源についてどのように考えているのか、お伺いするものであります。

次に、政治姿勢についてお伺いいたします。

近年、複雑化する社会の中で、子供から大人まで、年齢、性別を問わず、心理的課題を抱えている方々がふえており、心の健康の重要性がクローズアップされているところでありまして、この問題は、当市においてもしっかりと取り組んでいかなければならない問題の一つであると考えるところでありますが、その原因、種類や症状なども多様であり、より適切に対応していくためには、専門的な知識や技術が必要となってくるものであろうと思っております。

そのために、人間の心の問題にアプローチする、心の専門家である臨床心理士を三沢市

独自で採用するなど、活用し、教育や医療、保健、福祉など、さまざまな分野で、市全体として、横断的に、継続的に、そして積極的に取り組んでいくことが肝要であると考えるものであります。

一例を挙げますと、昨日の春日議員の質問にもありましたが、発達障害のある子供たちへの対応、広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害、学習障害など、一見普通の子供と変わらない発達障害のある子供たちがおります。

社会で生きていくためには、社会性やコミュニケーションが必要でありますが、発達障害のある子供たちは、それが苦手なために、幼稚園や小学校などの集団に入ると、さまざまな問題や困難に直面することになり、周囲に障害が理解され、適切なサポートがないと、学校に行くことがストレスになってしまい、不登校やひきこもりなどの二次障害につながる場合もあると言われております。

発達障害のある子供たちが社会に適応し、自立していくためには、その障害に早く気づき、適切な療育につながっていくことが重要であります。

昨日の答弁にあるように、当市では、発達障害のある子供たちに対して、就学前、就学後と、健康福祉部、教育委員会において、さまざまな形で取り組んでおられますが、臨床心理士を活用して、より横断的に、継続的に取り組んでいくことによって、今まで以上に適切な療育につながっていき、一人でも多くの子供が社会に適応し、自立していくことができるものだと思います。

このほかにも、精神疾患が関連する自殺防止対策、不登校や非行、女性や高齢者の問題などなど、教育現場や医療、保健、福祉の場、さらには、職場における問題、三沢市職員のメンタルヘルスケアにも、また、心理的課題を抱えている本人のみならず、その家族、周囲の方々に対する助言や援助など、臨床心理士の活動、活躍する場は多岐にわたり、その活用によって元気な三沢市民がふえるなど、多くの効果が期待されるのであります。

報道によりますと、弘前市では、訴訟や不当要求への対応、市職員への助言などのために、法律の専門家である弁護士を１０月１日付で期限つきの市職員として採用したとのことであります。

ケースは異なりますが、弘前市の例を見れば、三沢市で心の専門家である臨床心理士を採用するということは、法的には問題がないように思います。

どうでしょうか、三沢市において、発達障害のある子供たちへの対応をはじめ、これらの問題に総合的に、より積極的に取り組んでいくために、臨床心理士を採用、活用することについて、市長の考えをお伺いするものであります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの７番鈴木重正議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの鈴木議員御質問の政治姿勢についての臨床心理士の採用、活用については私から、公共施設整備等につきましては政策財政部長及び教育部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

御質問の臨床心理士の採用、活用でありますが、近年、心の健康問題が大きな社会問題となっておりまして、精神疾患により医療機関を受診している方は、全国で、平成１１年の約２０４万人から、平成２３年では約３２０万人と毎年増加いたしております。

これらの精神疾患等の援助、あるいは改善、予防、研究、あるいは精神的健康の回復、保持、増進、教育への寄与を職務内容とする心理職の専門家としての臨床心理士は、県内では、県の各児童相談所、医療機関等のほか、自衛隊や警察等に配備されておりまして、精神疾患等に関する相談や児童の発達に関する相談等、幅広い分野で活躍されております。

当市における精神疾患等に関する相談や児童の発達に関する相談については、健康相談センターに勤務する保健師が、電話相談や窓口相談のほか、要望があれば家庭を訪問する訪問相談などを行っております。

さらには、心のケア相談、発達相談等については、心理相談員、精神保健福祉士や発達障害支援センター支援員をお願いし、相談業務等に従事いただいております。

また、学校教育現場では、いずれも非常勤でありますけれども、小学校については、スクールカウンセラーの資格を持つスクールソーシャルワーカーを岡三沢小学校に配置し、学校生活の支援、あるいは児童生徒及び教職員のカウンセリング等を行っているわけであります。

中学校については、教育免許を有し、教育相談に関する専門的知識を有する心の教室相談員を各中学校に配置し、生徒の悩み、あるいは相談、地域と学校の連携支援、そして、その他の学校の教育活動支援等を行っているわけであります。

しかしながら、市職員の心のケアに関する専門的な相談窓口というのは設置しておらず、当市の保健師に相談していただくこととしているわけでありますが、同じ職員ということもありまして、直接医療機関を受診しているのが現状でございます。

御質問の臨床心理士の市独自の採用等につきましては、自治体で臨床心理士等の心理職の専門家を配置している実例等を参考にしまして、調査・研究してまいりたい、このように思います。

私からは、以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　政策財政部長。

○政策財政部長（中西敬悦君）　公共施設の整備等についての第１点目、公共施設の長寿命化や施設の統廃合、再編の推進等についてお答えいたします。

現在、公共施設の修繕や長寿命化等の整備につきましては、施設所管課から提出された施設ごとの中期的な整備計画を財政運営計画の中に取り込み、予算編成の過程で整備の必要性や優先順位などを十分に検討し、特定の年度に予算が集中することがないよう調整しながら、計画的に進めているところであります。

また、長期的な視点に立った総合的な整備計画や施設の統廃合、再編の必要性を客観的に把握することも重要と考えており、そのためには、公共施設全体を総括的に把握する必要があることから、現在、公有財産台帳の電子情報化による整備を進めているところであります。この整備後の公有財産台帳に基づき、公共施設全体の長期的な長寿命化に向けた整備計画を策定したいと考えております。

また、長期の整備計画につきましては、公開されております三沢市総合振興計画後期基本計画の実施計画において、できるだけ正確な予算額の把握に努めながら、整備計画について、財政運営の効率化に係る効果を毎年度検証した上で見直しを行い、それを踏まえて、施設の統廃合、再編を検討したいと考えております。

さらに、これらの計画の実施に当たっては、各種補助制度や交付金の活用など、予算執行上有利な方法を選択しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　教育部長。

○教育部長（山本文彦君）　公共施設の整備等についての第２点目、(仮称)三沢市国際交流スポーツセンター整備事業に関する御質問の第１点目、南山地区の全体計画についてお答えいたします。

南山地区の整備につきましては、平成４年度から事業に着手し、平成５年８月に開催された青森県民体育大会に向けた、テニスコート及び関連道路の整備を行っております。

また、長年、市民の皆様からの強い御要望でありましたアイスアリーナが、平成８年２月に完成しております。

さらに、屋外運動場や日本庭園を含めた、

国際交流教育センターの整備計画を進めるに当たり、全体計画策定の必要性が生じたことから、平成８年度に南山多目的ふれあい広場基本計画を策定し、翌年の平成９年度に策定された第３次三沢市総合開発計画におきまして、心豊かなまちづくりの主要施策の一つとして、整備構想を掲げたところであります。

その計画概要といたしまして、全体計画面積が約４２ヘクタール、主な施設といたしましては、現在、整備済みでありますテニスコート、アイスアリーナ、屋外運動場、国際交流教育センターのほかに、未整備の施設として、体育館、屋内温水プール、克雪トレーニングセンター、パークゴルフ場、野球場、多目的広場、相撲場、弓道場、ピクニック木陰広場などの施設が計画されております。

次に、御質問の第２点目、三沢飛行場周辺まちづくり構想計画変更検討委員会からの提言が、当該事業の計画にどのように反映されているかとのお尋ねにお答えいたします。

当該事業の計画策定に当たりましては、各種競技の公認試合はもとより、特にバレーボールやバスケットボールのプロリーグや、実業団等のハイレベルな試合観戦を通じて、子供たちに夢が与えられるよう、試合の誘致・開催に向けてメーンアリーナにセンターコートを設置したほか、選手、役員、審判などの控室など、諸室を配置したところであります。

また、間近に一流のプレーを観戦できるように、センターコートに隣接して可動式の観客席を計画するなど、スポーツのみならず、文化・芸能等のイベント開催にも対応できる施設として、機能の充実を図ったところであります。

また、施設内全体において、バリアフリーに努めているほか、太陽光発電や風力発電施設も配置して、避難施設としての機能強化を図るとともに、敷地内において可能な限りの駐車台数を確保し、円滑な施設運用のための環境整備を図るなど、検討委員会の御提言をできる限り尊重し、計画に反映させるよう努めたところであります。

次に、御質問の第３点目、現在の総合体育館の取り扱いについてお答えいたします。

平成２３年第１回定例会において、鈴木議員より同様の御質問があり、その際、「今後、(仮称)国際交流スポーツセンター整備事業が具現化していく中で、関係機関並びに市内スポーツ関係者等の御意見を伺いながら、将来的な管理運営費等を総合的に勘案し、対処してまいりたい」と御答弁申し上げたところであります。

当該事業におきまして、本年５月に正式に、防衛省所管補助事業として採択をいただき、平成２９年度に完成見込みとなるなど、計画の見通しがついたことから、現在の総合体育館の取り扱いにつきましては、今後、早急にスポーツ関係者や施設利用者等を対象に市民アンケートを実施し、市民ニーズを把握するとともに、耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、総合的に勘案して、その方向性を決めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の第４点目、年間の維持管理費の財源についてお答えします。

年間の維持管理費につきましては、約９，０００万円を見込んでいる旨、総務文教常任委員会等で御説明申し上げたところでありますが、これは基本設計段階においての電気・ガス料金などの光熱水費をもとに、概算額としてお示しをしたものであり、具体的には、現在、作業中であります実施設計によって決定される冷暖房の工法や各種器機の種類、また、維持管理に伴う人員配置計画等により、維持管理費等が増減となる見込みとなっております。

いずれにいたしましても、体育施設全体の管理費が増額となることは明らかでありますので、より一層の経費縮減を図るとともに、補助金等導入も視野に入れながら、維持管理費の財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　鈴木議員。

○７番（鈴木重正君）　ただいま御答弁いただきましたことに対しまして、再質問を何点かさせていただきます。

はじめに、南山地区の全体計画についてでありますが、先ほどの答弁ですと、平成８年当時に基本構想を策定された計画があって、それがまだ生きているという中身で、まだまだ体育館であるとか屋内プール、克雪トレーニング場、野球場、相撲場などなど、壮大な計画が三沢市では有しているということでありますので、これについては、ぜひ、大変申しわけございませんけれども、後日で結構ですが、改めて基本構想なり計画図を提示していただくように、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど体育館の現在の取り扱いということで、これからアンケートとか耐震診断をやるという、総合的に勘案して取り扱いを決定していくという中で、ちょっとこれに関連というか、最近の報道で、むつ市の体育館が耐震診断をやった結果、倒壊のおそれがあってということで、むつ市のこれを見ると、１９７６年の開館だそうです。これを見ますと、昭和５１年、まさに三沢市の総合体育館と同じ年ごろに建てられたもので、中身はもちろん違うと思いますけれども、そういう危険性もありますので、耐震診断については早期にぜひやっていただくよう、これも要望とさせていただきますので、お願いをいたします。

では、答弁に対しまして再質問なのですが、まず、１点目の公共施設の整備等に係る全体的な計画ということで、先ほど政策財政部長から御答弁いただきましたが、いずれにしても、これから個々の施設台帳をデータ化して、それで整備計画を立てていくという御答弁であったと思います。

まさに、先ほど言ったように、南山地区においても、まだまだ壮大な施設の整備計画というのを持っているわけです。

さらに言いますと、今現在も、国際交流スポーツセンター事業のほかにも、ちょっと大きく公共施設という概念で捉えますと、古間木団地の建てかえであるとか、清掃センターの新築事業でありますとか、三沢駅の周辺の整備事業でありますとか、公会堂の大改修でありますとか、まさに目の前、３年後、５年後の段階でもたくさん手をつけていかなければいけないものというのを、三沢市は掲げているわけです。

その中で、やはり私は個々に、予算編成の過程で、その時々の財政状況を勘案してというのもわかるのですけれども、今まさにこれから人口減少、高齢化が進んでいく、厳しい財政環境の中で、いま一度、公共施設というあり方全体を、やはりしっかりと現状と問題点、課題を把握して、そしてトータル、三沢市として公共施設をどうしていくのかということをしっかりと計画を立てていただきたいと思うわけであります。

そこで、１点お伺いするのですけれども、今これからいろいろなデータ化から、まず取りかかるということでありますけれども、これはいつもいろいろな場で言うことでありますけれども、ある程度の目標を持って、やはり仕事というのはしていただきたいなと思うわけであります。

総合振興計画後期基本計画も、５年間という、平成２９年度までの計画となっております。その中で、どの程度のスケジュールというか、目途に、そういう作業、計画策定までを考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

次に、年間の維持費９，０００万円の話ですけれども、これも具体的には実施設計で増減が、ふえるのか減るのかは別といたしましても、出てくるということでありまして、その具体的な数字が出たら、もちろん財源については検討していかれるお考えであろうと思いますが、私は、これは先ほどの御答弁ですと、体育施設の中での維持管理費はふえるでしょうと、いろいろ努力していかなければいけない、また、補助金の導入もということであります。

この維持費も、結局、建てるのは、今の予定では防衛省の補助金で建てる。でき上がった後の維持費というのは、これは一般財源なのですね、一般的には。かつ、毎年出てくる。経常的経費、義務的経費という固定的経費になるわけで、この財源をしっかり確保しなければ、これは持続できなくなる。場合によっては、他の行政サービスにしわ寄せが来るものであるということですので、建てる前に、やはり財源の見通しというのをしっかりと私は立てるべきだと思っておりまして、これは教育委員会に答えを求めるのは私は無理だと思っております。

三沢市全体の中で、仮に９，０００万円としても、相当の金額です。純増です。今の体育館は、今のところ、まだ取り壊すとか廃止する予定はないので、とりあえずこの９，０００万円という維持管理費は、純増で、今、計画が進んでいるわけです。その中で、三沢市全体の中でどのように維持管理費を、財源を考えていくのかというところを、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

２点目の政治姿勢についての臨床心理士の採用、活用につきましては、市長のほうから、いろいろ福祉の場であったり、教育委員会、教育の場であったりということで、三沢市でも取り組んでおられるということでございました。

市職員のメンタルヘルスケアにつきましては、保健師さんとかの対応となると、なかなか難しいので、独自にというような形で、いずれにしても、さまざまな場で心の問題というか、総称して心の問題という言葉を使わせていただきますけれども、対応しておられると。

臨床心理士さんの活用についても、これから調査・研究を進めていくということで御答弁いただいたわけでありますけれども、やはり、まさに市長、先ほどおっしゃられたとおり、今、総称して心の問題というのは、非常に大きな問題になっております。そういう精神疾患とかを患っている方もふえておりますし、そういう中で、今度は人口が減っていくと。

私は何を言いたいかというと、やっぱり元気な人を、人口が減っていくというのは、データ上ほぼ確実という中で、一人でも多く元気な方を育てていくというか、元気にしていくという施策というのは、これから重要ではないのかなと。

その中で、今それぞれの場で、それぞれが所管としてやっていることはもちろんわかります。しかしながら、臨床心理士さんなり専門家が１人いることによって、それを横断的に活用できると思うわけです。

ですので、より一層、これまでから一歩踏み込んだ、より積極的な取り組みというのが可能になるのではないのかなと思い、こういう質問を今させていただいております。

ですので、ぜひ調査・研究をして、さらに検討をできる限り早期にするようにしていただきたいと思いますが、そこについて、改めて市長から、決意といいますか、お考えを答弁していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　答弁願います。

市長。

○市長（種市一正君）　再質問にお答えをいたします。

鈴木議員については、弘前の例も出して、弁護士云々という話もありましたが、どういう対応が必要なのか、それらのことも十分調査・研究して、前向きに検討してまいりたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　政策財政部長。

○政策財政部長（中西敬悦君）　鈴木議員の公共施設に係る施策と、もう一つ、先ほどのスポーツセンターのほうの維持管理費、その２件についてお答え申し上げます。

まず、公共施設のほうの維持管理についてでございますが、現在、データ化の目標を持ってきちんと進められないのかというか、目標を持っているのかというお話をさっき質

問されたかと思いますが、現時点でのデータ化作業をはじめとした今後のスケジュールにつきましては、２４年度分までを２５年度、つまり、来年の３月までにデータ入力を完成させる。これは既に着手してございます。

次に、２６年度以降でございますが、２６年度は、公共施設に係る投資的経費の推移、それから人口、世帯数、いろいろなインフラ関係の利用状況などの調査を実施いたします。その中で、今度は、その結果を自治総合センターというところが２３年３月に公表した、地方公共団体財政分析等に関する調査・研究報告の試算方式というものがございまして、このソフトを使って、将来更新費用を算出するということを考えております。

この結果を財政、政策、行政改革、建設部門などを全庁横断的な視点で協議しまして、仮に言えば公共施設白書、そういったものを作成して、公共施設のマネジメントや推進体制について検討していく、これが平成２６年度でございます。

次に、平成２７年度に入りまして、検討結果によりまして、必要により、公共施設白書等の作成をまた行うと。検討内容で変わった場合は、またそれを考えると。

現段階で私どもが考えているスケジュールは、このようになってございます。

次に、今、予定しております国際交流スポーツセンターの維持管理費、あれに限らず、いろいろな維持管理費が出て、財源も乏しい中、大変ではないかと、そこら辺はどう考えているのかというような御質問かと思いますけれども、今申し上げた、こういった公共施設の全ての将来的な維持管理費を確保しつつ、今のところ予断は許しませんが、各省庁の国庫補助事業につきましては、昔は新設のみという条件が多かったのですが、国交省をはじめとして、維持管理的なもの、それから長寿命化にかかわるもの、そういった補助事業のメニューが新規にだんだんできてございます。そういったところも十分調査して、健全な財政運営を継続できるように頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、７番鈴木議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第　６０号から
日程第５０　議案第１０８号まで

○議長（舩見亮悦君）　次に、日程第２　議案第６０号から日程第５０　議案第１０８号までを一括議題といたします。

◎日程第５１　議案質疑

○議長（舩見亮悦君）　日程第５１　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、議案質疑を行いますが、通告がありませんので、議案質疑を終結します。

◎日程第５２　特別委員会の設置及び議案の付託

○議長（舩見亮悦君）　日程第５２　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、８名をもって構成する予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（舩見亮悦君）　異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には、議案第６０号から議案第６７号までの８件を、条例等審査特別委員会には、議案第６８号から議案第１０８号までの４１件をそれぞれ付託します。

◎日程第５３　特別委員会委員の選

任

○議長（舩見亮悦君）　日程第５３　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました２特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、本日散会後、委員長、副委員長をそれぞれ互選して、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

―――――――――――――――――――――

○議長（舩見亮悦君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１８日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１９日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午前１１時１０分　散会